

社会福祉法人わかば友の会  
役員及び評議員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば友の会（以下、法人という）の定款第21条及び定款第8条に基づき、役員及び評議員等の報酬等について規程するものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 委員会委員とは評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(報酬)

第4条 各年度による報酬総額の上限は評議員30万円、役員50万円、委員会委員5万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 役員、評議員及び委員会委員が出席した時の報酬は、別表1の報酬を支給する。

(報酬の支払)

第5条 報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 役員が法人に係る用務等で出張する際に要する旅費に関しては旅費規程により旅費等を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決により行う。

別表1

	役員報酬（税金を差し引いた金額）
理事会	5,000
監事監査	10,000
評議員会	5,000
評議員選任・解任委員会	5,000
苦情解決第三者員	5,000

付 則 施行：平成27年7月1日（法人役員等の費用弁償に係る規程は廃止）  
施行：平成29年4月1日  
施行：平成29年6月1日  
施行：令和1年4月1日  
施行：令和3年4月1日